改正後	改正前
二　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの	二　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が十万ミリグラムを超えるもの	（新設）
ヘ　廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものであって、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が十万ミリグラムを超えるもの	（新設）
ト　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が五千ミリグラムを超えるもの	（新設）
三～五　（略）	三～五　（略）

○環境省告示第四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第三号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の七第一号及び第二号の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年八月二十日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の四第一号、第三号及び第五号、第六条の二十四の五第十一号並びに第六条の二十四の六第四号の規定、第六条の二十四の七第一号及び第二号、第六条の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六条の二十四の十一、第六条の二十四の十二、第六条の二十四の十六第一項第四号の規定（これらの規定を同令第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条の十二の十六第一号、第三号及び第五号、第十二条の十二の十七第十一号並びに第十二条の十二の十八第四号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等を次のように定め、公布の日から適用する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第一号及び第五号、第十二条の十二の十七第十一号、第十二条の十二の十八第四号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する同令第六条の二十四の七第一号及び第二号、第六条の二十四の八第三項第十一号及び第四項第三号、第六条の二十四の十、第六条の二十四の十一並びに第六条の二十四の十六第一項第四号の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を次のように定め、平成二十一年十一月二十四日から適用する。
（無害化の基準）	（無害化の基準）
第一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号。以下「告示」という。）第一項第二号に掲げる一般廃棄物及び第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理す	**第一条**　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する場合にあっては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条に